

岐阜県公報

第五百九十五号
令和七年六月三日
(火曜日)

目次

規則

○岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則
(医療福祉連携推進課) 二四二ページ

告示

○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定
(地域福祉課) 二四一

○医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定
(同) 二四二

○指定医療機関の廃止の届出
(同) 二四二

○介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定
(同) 二四三

○指定介護機関の名称等の変更の届出
(同) 二四三

○保安林に指定する予定である旨の通知
(森林保全課) 二四四

○急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正
(砂防課) 二四五

○土砂災害警戒区域の指定解除
(同) 二四六

○土砂災害特別警戒区域の指定解除
(同) 二四七

○土砂災害警戒区域の指定
(同) 二四八

○土砂災害特別警戒区域の指定
(同) 二四八

○私道の廃止の認定
(建築指導課) 二四九

○県営土地改良事業計画の決定
(農地整備課) 二四九

○土地改良区役員の退任
(西濃農林事務所) 二四九

正誤

○土地改良区役員の退任及び就任
(同) 二五〇

○道路の区域決定中訂正
(道路維持課) 二五二

規則

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県規則第五十一号

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例施行規則(平成十五年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活

保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
菅 整 形 外 科	瑞穂市馬場小城町一丁目二番地	令和七・四・一
みどり坂総合歯科クリニック	各務原市鵜沼東町三一一七三	同
もりもと歯科クリニック	瑞浪市土岐町七〇番地九	同
医療法人社団橋会新生病院	揖斐郡池田町本郷一五五一	同
アイセイ薬局笠原店	多治見市笠原町一九六六―四	同
あじさい薬局	美濃加茂市太田本町二一六―九	同
のうび在宅クリニック	多治見市旭ヶ丘一丁目八六番地一	令和七・五・一
なるせこどもクリニック	中津川市千旦林広久手二五六六―六	同
おおたけ内科クリニック	瑞浪市上平町四丁目四番	同
くみ歯科クリニック	羽島郡笠松町北及一七八〇―一	同
ふくまる薬局	中津川市千旦林字広久手二五六六番一	同
V・drug 瑞浪一色薬局	瑞浪市一色町四丁目五六番地一	同

岐阜県告示第二百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社ナイスマン	多治見市太平町五一五〇	ケアリアル訪問看護ステーション 土岐	土岐市泉町大富二〇一四―一	令和七・五・一

岐阜県告示第二百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名称	所在地	廃止年月日
神田外科医院	揖斐郡揖斐川町歴永一三六	令和七・三・三一
恒川眼科	多治見市太平町六一五八	同
菅整形外科	瑞穂市馬場小城町一丁目二番地	同
ふかがや丹羽眼科	関市前町一四	同
なかの内科クリニック	美濃市広岡町二九三二一	同
そはら整形外科	各務原市蘇原青雲町二二二二二	同
福井医院	下呂市金山町金山二二三五一	令和七・四・二
五島医院	各務原市各務おがせ町九一三	令和七・四・六
垣内歯科医院	高山市名田町五一五九	令和七・三・二六
みどり坂総合歯科クリニック	各務原市鵜沼東町三一七三三	令和七・三・三一
森本歯科医院	瑞浪市土岐町七〇一九	同
ささゆり薬局	多治見市宝町二二三一一	同
マツバラ薬局	多治見市宝町六一二	同

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	指定年月日
株式会社 三見メディカル	美濃加茂市太田町字蔵の内二八二四番地二	居宅療養管理指導	ひまわり調剤薬局	令和七・三・一

岐阜県告示第二百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

はなまる薬局 笠原店	多治見市笠原町一九六六一四	同
あじさい薬局	美濃加茂市太田本町二一六一九	同
V・drug おがせ調剤薬局	各務原市各務おがせ町九一〇六	令和七・四・八

岐阜県告示第二百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
美濃加茂市加茂野町市橋字北里一〇六九番地二	令和七・三・一

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

居室介護事業者等の名称	居室介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居室介護事業所等の名称	居室介護事業所等の所在地	変更年月日
株式会社 ユニスマイル	東京都千代田区練堀町六八番地一ムラタヤビル三階	居室療養 管理指導	新 ユニスマイル薬局 東神田店 旧 ファーコス薬局 東神田	不破郡垂井町東神田二丁目二三番地二	令和七・五・一
同	同	介護予防 居室療養 管理指導	同 同	同	同
同	同	介護予防 居室療養 管理指導	新 ユニスマイル薬局 関ケ原店 旧 エムハート薬局 関ケ原店	不破郡関ケ原町大字関ケ原一〇二番地二	同
同	同	居室療養 管理指導	同 同	同	同
同	同	居室療養 管理指導	新 ユニスマイル薬局 垂井店 旧 ファーコス薬局 ひばり	不破郡垂井町二二〇番地四五	同
同	同	介護予防 居室療養 管理指導	同 同	同	同

岐阜県告示第二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

保安林予定森林の所在場所
中津川市馬籠四〇六七の二（次の図に示す部分に限る。）

指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
令和七年六月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾越波字岩ノ子西方一六六の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
令和七年六月三日

令和七年六月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小坂町岩崎字カンジキハケ三四二
二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十二年岐阜県告示第四百二十八号）の一部を次のように改正する。
令和七年六月三日

令和七年六月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

表伊田洞西の項を次のように改める。

伊田洞西

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱十三号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十三号と十六号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
山県市	大宮	宮本	一六四二の一	一六四二の一	一号
			一六三九の二	一六三九の二	二号
山県市	大宮	宮前	一四五五	一四五五	三号
			一四五一の一	一四五一の一	四号
山県市	大宮	宮前	一四三四の一	一四三四の一	五号
			一四三三	一四三三	六号
山県市	大宮	宮前	一四三九	一四三九	七号

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
山県市	大宮	宮本	一六四二の一	一六四二の一	一号
			一六三九の二	一六三九の二	二号
山県市	大宮	宮前	一四五五	一四五五	三号
			一四五一の一	一四五一の一	四号
山県市	大宮	宮前	一四三四の一	一四三四の一	五号
			一四三三	一四三三	六号
山県市	大宮	宮前	一四三九	一四三九	七号

岐阜県告示第二百八十六号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第三百八十六号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

蔵前	西平
一四二六の一	一四六五
一四二六の二	一四六四の三
一四一四	一四七六
	一六一九
	一六三七の六
	一四二二
	一四二六の一
	一四二六の二
	一四一四
十六号	八号
十五号	九号
十四号	十号
十三号	十一号
十二号	

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百八十七号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第二百十号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山黒	高山市清見町三日町 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
堂ヶ洞上	高山市清見町三日町 (次の図に示すとおりとする。)	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十八号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百七十号）のうちの区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年六月二日

岐阜県知事 江崎 禎英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瀬戸	高山市江名子町瀬戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
凡ノ下	高山市江名子町瀬戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
マコモ5	高山市松之木町マコモ	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲部谷	高山市中切町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十九号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示
山すみ谷	高山市荘川町新瀬	次を図のとおり
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第三百八十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
無数河	高山市久々野町無数河	次を図のとおり
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第二百二十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山黒	高山市清見町三日町 （次を図に示すとおりとする）	急傾斜地の崩壊	次を図に示すとおりとする。
堂ヶ洞上	高山市清見町三日町 （次を図に示すとおりとする）	土石流	次を図に示すとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百七十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十六年岐阜県告示第二百九十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
山すみ谷	高山市荘川町新渕	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
無数河	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山くろ	高山市清見町三日町山くろ	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬戸	高山市江名子町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
兀ノ下	高山市江名子町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
マコモ5	高山市松之木町マコモ	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲部谷	高山市中切町	次の図のとおり	土石流
堂ヶ洞上	高山市清見町三日町	次の図のとおり	土石流
山すみ谷	高山市荘川町新渕	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
無数河	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山くろ	高山市清見町三日町山くろ	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬戸	高山市江名子町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
兀ノ下	高山市江名子町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
マコモ5	高山市松之木町マコモ	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十六号

東濃建築事務所長が私道の廃止の認定をしたので、岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）第十二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

一 認定年月日

令和七年四月二十二日

二 私道の種類、位置、延長及び幅員

種 類	位 置 （指定番号）	延 長 （メートル）	幅 員 （メートル）
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路	土岐市土岐津町土岐口字鍛冶畑三三八番四及び三三八番九 （令和六年三月一日付け岐阜県指令東建築第八一号の一二）	三・四七	五・〇〇

公 示

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、当該土地改良事業計画の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

事業名 県営かんがい排水事業（保全合理化型）

地区名 政田用水地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和七年六月三日から

令和七年六月二十三日まで

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所
土地改良区	令和七・三・二五	理事	安藤 匡則	養老郡養老町飯田 二九四番地一

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所
土地改良区	令和七・三・三三	理事	大矢 賢治	養老郡養老町室原 六五五番地
			三輪 忠司	室原 六八〇番地
			横田 等	室原 七三六番地一
			青木 覚	室原 六四一番地一
			高田 幸男	室原 六〇三番地
			川地 知俊	室原 五一三番地
			高木 敏幸	室原 五三五番地一
			川地 政行	色目 四五〇番地
			佐竹 和也	色目 五二六番地
			高野 利和	大坪 二一〇番地
			川地 英明	室原 六四八番地
			高木 伸雄	室原 六一八番地

就任した役員

土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所
土地改良区	令和七・四・一	理事	白井 新一郎	養老郡養老町室原 五六一番地
			三輪 忠司	室原 六八〇番地
			川地 智加朗	室原 七二八番地
			青木 覚	室原 六四一番地一
			高田 幸男	室原 六〇三番地
			川地 みどり	室原 五七三番地三
			高木 敏幸	室原 五三五番地一
			高木 義雄	色目 六四〇番地三
			佐竹 和也	色目 五二六番地
			大橋 治	大坪 二四五番地
			高木 伸雄	室原 六一八番地
			三輪 将盛	室原 六一〇番地二
			廣瀬 一雄	室原 六六一番地一

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所
土地改良区				

養老町高田土地改良区
令和七・三・三

理事 野村 永一 養老郡養老町高田 四〇九番地

同 大橋 孝雄 同 烏江 九二〇番地二

同 高木 武雄 同 烏江 二四四番地三

同 川瀬 昇 同 烏江 六二六番地二

同 川瀬 幸男 同 高田 一〇三二番地一

同 佐藤 薫 同 高田 五三四番地

同 高木 政広 同 高田 一一一四番地一

同 伊藤 勝美 同 高田 三七〇番地二

同 川瀬 征之 同 高田 一一四六番地一

同 藤井 芳喜 同 高田 五二二番地一

同 細川 泰生 同 高田 五七四番地

同 西脇 英樹 同 西岩道 二七番地

監事 佐藤 勝美 同 高田 九六〇番地二

同 細川 涉 同 高田 四三〇番地

同 伊藤 哲男 同 押越 三三五番地一

就任した役員

土地改良区
就任年月日

役名 氏 名 住 所

養老町高田土地改良区
令和七・四・一

理事 野村 永一 養老郡養老町高田 四〇九番地

同 西脇 はま子 同 高田 四六四番地八

同 高木 政広 同 高田 一一一四番地一

同 川瀬 幸男 同 高田 一〇三二番地一

同 川瀬 征之 同 高田 一一四六番地一

同 中村 文義 同 高田 五八〇番地

同 佐藤 薫 同 高田 五三四番地

同 藤井 健次 同 高田 六一五番地二

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年六月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区
退任年月日

役名 氏 名 住 所

養老町大巻土地改良区
令和七・三・三

理事 杉野 利廣 養老郡養老町大巻 三二六番地

同 大橋 義美 同 大巻 二二四七番地

同 田中 裕之 同 大巻 一五九一番地

同 山森 幸仁 同 大巻 一〇六二番地

同 橋本 照昭 同 大巻 二九番地

同 松葉 展通 同 大巻 八〇四番地

同 近藤 裕也 同 大巻 四一九番地

同 和田 孝史 同 大巻 六三四番地

同 黒田 誠 同 大巻 四八四番地

同 川口 嘉男 同 上之郷 四七五番地一

同 川瀬 昇 同 烏江 六二六番地二

同 大橋 誠二 同 烏江 一一四八番地

同 近藤 豊 同 烏江 一四八番地二

監事 細川 涉 同 高田 四三〇番地

同 佐藤 勝美 同 高田 九六〇番地二

同 伊藤 春二 同 押越 三〇五番地

就任した役員

土岐地
改良区名
就月日任

養老町大
巻土地改
令和
七・四・一

同	伊藤信博	同	大巻	一五二番地
同	横山信一	同	釜段	七九三番地
同	菱田靖久	同	大巻	一五三三番地
同	伊藤泰光	同	大巻	五〇四八番地
同	伊藤文男	同	大巻	五一七番地
同	水谷義則	同	大巻	五六六七番地一
同	山田義男	同	大巻	一六三七番地
同	近藤厚	同	大巻	一〇四三番地
同	橋本省三	同	大巻	一五七七番地
同	方野直樹	同	大巻	一〇九番地三
同	杉野利廣	同	大巻	三一六番地
同	山森幸仁	同	大巻	一〇六二番地
同	橋本照昭	同	大巻	二九番地
同	近藤厚	同	大巻	一〇四三番地
同	橋本義文	同	大巻	三〇一番地
同	前田善弘	同	大巻	五七六番地
同	前田タツ子	同	大巻	七一四番地
同	田中芳楼	同	大巻	一五九〇番地
同	日比野直臣	同	大巻	一四八二番地
同	石原武	同	大巻	一五五〇番地
同	横山信一	同	釜段	七九三番地
同	伊藤正敏	同	大巻	五二二三番地
同	伊藤義雄	同	大巻	五二二〇番地

○正 誤

(原稿誤り)

令和七年四月六日号外(一) 道路の区域決定(岐阜県告示第二百一号)二頁上段の表中「二番地先」は、「二地先」の誤り。

同	野原浩一	同	大巻	二二六〇番地
同	山田邦晶	同	大巻	九〇六番地九八
同	方野直樹	同	大巻	一〇九番地三
同	山田義男	同	大巻	一六三七番地
同	水谷敬二	同	大巻	五〇四番地
同	中嶋五月美	同	大巻	七六八番地

令和七年六月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一
岐阜文芸社